

平成 2 1 年度
税制改正に関する要望書

平成 20 年 9 月

社団法人コンピュータソフトウェア協会

はじめに

社団法人コンピュータソフトウェア協会（以下「当協会」という）は IT 産業に携わる企業により構成される代表的な団体として、複雑高度な IT 産業の育成ならびに発展に適合した税制を提言するという見地から長年にわたり税制について改正の要望書を提出させていただいております。

当協会は IT 産業の振興・発展のために、ベンチャー企業支援、知的財産保護活動、国際交流、認定試験など多彩な事業活動を行っており、直接我国の IT 産業の時代の流れに関与しうる立場にあります。その視点から最近の状況に着目いたしますと原油高、円高による輸出減等による国内景気の悪化、IT 企業特有の後継者不足問題並びにサブプライム問題に端を発した金融機関の貸し渋り問題等解決しなければならない問題が山積みとなっております。

また一方で、インド、中国等の台頭により海外進出企業が増加し、海外で得た利益の国内還元等まさに国際税務戦略が重視されてきました。従いまして、今後も我国の経済発展のエンジンである IT 産業の発展のため競争力を維持・強化の方策として各種の制度の維持・改善が今後も必要になります。

以上の観点から、平成 21 年度の税制改正につきまして、以下の諸点について要望いたしますので、格別の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

・ 海外子会社利益の国内還流の障害を取り除く国際租税改革

国際展開する日本企業が、税制に左右されずに、海外子会社の利益を必要な時期に必要な金額を国内へ戻すことが可能となるような国際租税改革を図りたい。税財源の問題も重要だが我が国の国際経済活動戦略を重視すべき時がきている。放置すれば国際競争力の低下が避けられない。

・ 現状

我が国は、国際的二重課税排除の方法として、海外子会社利益の国内からの配当について、我が国で課税しつつ、海外で支払った税額を控除している。

(全世界所得方式 + 外国税額控除制度)

・ 改正意見

海外子会社からの配当について、多くの先進国と同様に外国税額控除制度から国外所得免除方式(国外で生じた所得については海外での課税に委ねることとし、我が国では課税しない)に変更されたい。

・中小企業の事業承継税制の確実な制度化等

非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充を図るとともに、対象を企業全般に拡大を図る。

・現状

1. 対象会社は中小企業基本法上の中小企業で軽減対象となる株式の限度額は撤廃した。自社株式にかかわる80%の納税猶予が決定。
2. 納税猶予について、その事業継承相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には猶予税額を免除する。

・改正意見

1. 後継者（事業承継相続人）の死亡以外の場合で、猶予された相続税が免除される場合の具体化を図られたい。その際、主として、5年間の事業継続期間経過以降の以下のような場合における猶予税額の扱いについて、課税の公平性にも留意しつつ整理する。
 - 1) 会社が倒産した場合
 - 2) 次の後継者に納税猶予対象株式を贈与して、事業の継続を図る場合
 - 3) 納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式を譲渡した場合
2. 相続時精算課税を利用して株式を生前贈与する場合への相続税の納税猶予制度の適用を始め株式の生前贈与を促進するための税制措置を講じられたい。

3. 中小企業の事業継承の一層の円滑化を図るため、事業承継税制の制度化にあわせて株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備を行われたい。
4. 相続税の課税方式の変更や総合的見直しに際して、中小企業全般の事業承継に十分配慮されたい。

・ 中小企業の地力の強化・新たな事業活動の支援税制の延長等

1. 人材投資促進税制の延長（法人税・所得税）

・ 現状

教育訓練費の増減に関わらず、その事業年度（単年度）の労務費に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合には、当該教育訓練費の総額の8～12%に相当する額を税額控除することが可能。

・ 改正意見

適用期限を2年間延長されたい。

2. 中小企業の新たな事業活動を促進させる税制措置の延長

・現状

下記の法律に基づく計画の認定を受けた中小企業者等が取得する機械・装置について、特別償却（初年度 30%）又は税額控除（7%）の適用が可能

- 1) 中小企業地域資源活用促進法
- 2) 農商工等連携促進法

・改正意見

適用期限を 2 年間延長されたい

3. 中小企業の事業再生を支援する税制措置の拡充

・現状

中小企業の経営環境が悪化している今、不採算部門を切り捨て事業譲渡や会社分割で採算部門を生かすような手法が増加している。

・改正意見

中小企業が一定の私的整理手続きに従って、抜本的な負債の処理を行い、事業再編（事業譲渡や会社分割等）を伴った事業再生を図る場合において、登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を講じられたい。

・景気対策としての中小企業設備投資に対する大幅減税の実施

・現状

原油・原材料価格の急激な高騰により、中小企業の経営環境は悪化している。このような環境下においても競争力の確保から中小企業のIT投資は必須であります。

・改正意見

IT関連設備投資につき大幅な特別償却あるいは税額控除の措置を講じられたい。

・人口減少経済に対応した組織再編税制について

・現状

人口減少する経済環境下において企業の再編、統合は必須となっています。このような環境のもとで企業グループの財務体質を強化することが重要です。

再編しやすくするために連結納税の積極的な導入が必要とされていますが欧米とは制度が異なるため推進されていません。

・改正意見

最も大きな問題は連結納税導入時における子会社欠損金の切り捨てにあります。子会社の欠損金そのまま引き継げるように改正が望まれます。

・ソフトウェアの工事進行基準に対する対応について

・現状

ソフトウェアに関する会計と税務につきましては様々な点でひらきがありましたが税務当局のご尽力もあり、年々少なくなってきました。しかし、新会計基準できわめて大きな問題が下記です。

・改正意見

平成21年4月から開始されるソフトウェアの売上に関する工事進行基準の適用について税務でもそのまま適用されますと大型案件等の場合、納税額が確保できない場合も発生します。担税力の観点から、これまで通りソフトウェアの売上基準につきまして税務では客先検収基準を堅持して頂きたい。

20CSAJ 第122号

平成20年9月22日

社団法人コンピュータソフトウェア協会

会長和田成史